

## 市長発言要旨

### 【発表事項】

#### 令和6年度クマ類の出没に対応する体制構築及びクマ緊急出没対応業務について

クマ類の出没に対応する体制構築及びクマ緊急出没対応に係る事業を実施します。この事業は、環境省が令和4年度から行っている事業であり、人身被害抑制のために人の生活圏に出没する個体の調査・捕獲、出没防止対策、出没に対応する連絡体制の構築を行うことを目的としています。令和5年度の人身被害の多発を受けて山形県が米沢市を指定し実施するもので、山形県のほか、15道府県が対象となっています。

具体的には、生息状況調査と出没対応研修会の2つが主な業務となります。

生息状況調査については、米沢市内にセンサーカメラを20台設置し、9月から11月までの約3か月間モニタリング調査を実施します。市街地周辺にクマが移動するまでの利用環境を分析することを目的とし、藪の中や耕作放棄地、河川などカメラの設置場所の条件を変えてデータを収集します。

本市では、目撃情報が多い万世地区を優先させ、早坂山周辺の三沢地区や立沢地区、関根地区にカメラを設置します。8/16に自然環境研究センターと猟友会同行のもと設置箇所の下見を行い、8/22にカメラを設置し調査開始したところです。11月頃まで調査を継続し、データ分析を行います。センサーカメラ調査の結果から、クマの分布状況や人の生活圏への出没ルートの分析を行います。

また、出没対応研修会については、県、市町村、警察、猟友会等の関係者を対象に1回実施予定となっています。

なお、環境省が令和7年度予算の概算要求で、人身被害が多発するクマを含む「指定管理鳥獣」の対策に充てる自治体向けの交付金として30億円を計上し次の対策を進めるとしており、本市においても交付金を活用した対策を検討していきます。

更に、本市ではNPO法人米沢猟友会等への支援強化を次のとおり実施します。令和6年9月補正予算等で予算措置を行う予定です。

- ・米沢猟友会後継者育成事業費補助金（新規）1,000千円  
射撃、罠、パトロールなどの技術習得等演習に係る経費、運営経費への補助
- ・クマ等出没時調査時の委託料の増額（増額）428千円（+255千円）  
1事案7,500円を時間単価に見直し1時間あたり2,000円、緊急要請時1時間あたり3,000円
- ・野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金（新規）200千円  
市街地でクマを誘引する不要果樹の伐採費用への補助
- ・捕獲報奨金の増額800千円（+480千円）  
8,000円から20,000円へ増額（罠設置後巡視経費込み）
- ・鳥獣被害対策総合保障制度への加入（新規）526千円  
ハンター保険では対応できない部分について、実施隊員や他人が負傷した場合の賠償責任保険及び傷害保険に加入

## 【回答事項】

栗子山風力発電事業に関し、市が追加の説明会を求めるに至った経緯と市が事業者に求めていたイメージとの差異、事業者の反応、及び今後、事業はどのように進んでいくのかロードマップ上の現在地について

はじめに、主に市民を対象に、8/4、8/5 に開催された、JR 東日本エネルギー開発(株)の事業説明会についてですが、事前に本市から事業者へ依頼した事項として主に 2 点あります。

- ・より多くの方が参加できる開催方法の工夫をすること。
- ・具体的かつ、わかり易い説明と質疑応答機会を確保し十分な合意形成を図ること。

説明会における事業者説明及び質疑応答の状況についてですが、参加者については、8/4 は 160 人、8/5 は 110 人の計 270 人でした。意見の状況については、8/4 は反対意見 8 割、賛成 1 割、どちらでもないが説明等が不十分が 1 割、8/5 は概ね反対でした。事業者による事業の説明は、これまでの環境影響評価手続きなどで寄せられた質問や意見に対する回答や特に多くの声があった騒音、低周波音、景観などを特に詳しく説明されたましたが、それでも参加者に対してわかりやすい説明だったかは疑問が残るものでした。質疑応答内容については、具体的な質問に対して、今後検討していく、今後詳しい調査の実施を検討するなど、懸念に対して、十分に答えるような回答になっていないケースや質問に対して的確に回答がなされていないなどのケースが散見されたほか、環境影響調査準備書や説明会議事録の開示要望に対して個人情報保護の観点から難しいとの回答があったものの市民の理解は得られず、最終的には検討すると回答されたところです。

以上の経緯を踏まえ、本市としては、事業者の事業説明及び特に質疑応答が不十分であり、合意形成が図られるまでには至っていないと判断したことから、8/6 に事業者に対し文書により 3 項目の依頼を行いました。

- ・希望する市民を対象とした追加の説明会若しくは意見交換会を早急に開催し、十分な説明責任を果たすこと。特に事業計画に係わる対応方法等については、具体的かつわかりやすい形で説明すること。
- ・参加者から要望のあった環境影響調査準備書の公開を検討すること。
- ・8/4、8/5 に開催した事業説明会及び希望する市民を対象とした追加の説明会若しくは意見交換会の議事録について、個人情報が特定されない形での公開を検討すること。

これに対し、事業者からは 3 項目について返答がありました。

- ・次回の説明会については社内でしっかりと検討する。
- ・具体的な指摘事項等については、必要な調査や万全な計画を立てながら、最大限お示しできることをわかりやすく説明するよう検討する。
- ・文書での回答とするかは別として、できるだけ早い段階で方向性は報告したい。

なお、事業者とは来週早々に面会する予定でいます。

次に、事業の今後の進み方と現在地についてですが、現在、環境影響評価（環境アセス）手続きにおける 5 段階のうち 3 段階目の環境影響評価準備書の手続き中です。

また、現時点での本市のスタンスですが、現在、事業者は、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きを進めており、事業の妥当性については、関係者からの意見等を踏まえて、経済産業省が確定させるものであり、手続きの流れに沿って対応していくものと考えております。一般論としては、民間事業

者の活動を制限する場合には、公共の利益を確保するという相当の理由が必要であり、景観・環境への配慮、地域社会との調和に関する制限は、公正・透明な基準に基づいて、また、適切な手続きを経て、事業者の権利や利益を不必要に制限しないよう配慮する必要があるものと考えています。一方、令和6年5月10日に本市が山形県知事に提出した意見書では、「意見を真摯に受け止め、適切に反映させることができない場合は、本事業計画に対して本市は是認しない可能性がある点に十分留意すること。」としており、そのような判断に至る段階においては、あくまで任意の形にはなりますが、事業の中止を求めることも想定しているところです。